

入会金・会費に関する規定

(総則)

第1条 本規定は、一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会（以下「本会」という。）定款第8条に規定する入会金及び会費の賦課及び徴収方法について定める。

(入会金)

第2条 本会は、会員・賛助会員の加入に際し、次の区分により入会金を徴収する。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 団体会員・正会員 | 300,000円 |
| (2) B会員 | 100,000円 |
| (3) 賛助会員 | 50,000円 |

2 加入を認められた会員は、入会金の全額を本会の指定する銀行口座に指定期日までに振り込むことにより納入しなければならない。

3 入会金は、原則返還しない。

(会費)

第3条 本会は、会員・賛助会員から次の区分により会費を徴収する。

(1) 製造会員

ア 正会員

出荷数量 m^3 ×50円/ m^3

※上記計算金額が5万円未満の場合は、会費として5万円を徴収する。

イ B会員（専属輸送会社に労働組合が組織されている社）

出荷数量 m^3 ×50円/ m^3

ウ B会員（専属輸送会社に労働組合が組織されていない社）

出荷数量 m^3 ×20円/ m^3

(2) 輸送会員

ア 正会員 5万円/月

イ B会員 3万円/月

※ 専属輸送契約の締結事業者2事業者目から1事業者ごとに1万円を加算する。

(3) 賛助会員

ア 団体会員 10万円/月

イ 個社会員 1万円/月

2 会員・賛助会員は、会費は、本会の指定する銀行口座に指定期日までに振り込むことにより納入しなければならない。

3 会費は、原則返還しない。

(環境整備に係る会費)

第4条 本会は、大阪広域生コンクリート協同組合に加盟する会員・賛助会員から出荷数量1 m^3 当たり100円を乗じた金額の環境整備に係る会費を徴収する。

2 環境整備に係る会費の収支は他の会計と分離して処理する。

附則

第1条 本会設立時に、大阪兵庫生コン経営者会（任意団体）の会員・賛助会員であった者は、第2条に規定する入会金の支払いを免除する。

第2条 本会設立時に、大阪兵庫生コン経営者会（任意団体）の賛助会員であった者は、第3条第1項の規定にかかわらず、当時の金額を徴収する。

以上

1. この規程は平成28年3月23日から実施する。
2. この規程の一部を改訂し、平成30年5月16日から実施する。